

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	大子町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.daigo.ibaraki.jp/jgcms/admin95573/page_view.php?code=2370

執行機関名 大子町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	大子町医療福祉費支給に関する条例(昭和51年大子町条例第45号)による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年大子町条例第18号)別表第一 第1の項 大子町医療福祉費支給に関する条例(昭和51年大子町条例第45号)による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号)第一条	大子町医療福祉費支給に関する条例(昭和51年大子町条例第45号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、妊産婦、小児、高校生相当の児童、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持促進を図るため、その医療費の一部を助成し、これらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		大子町医療福祉費支給に関する条例(昭和51年大子町条例第45号) 大子町医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和48年大子町規則第18号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	大子町医療福祉費支給に関する条例(昭和51年大子町条例第45号)第4条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	対象者に対する医療費助成に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ニ	大子町医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和48年大子町規則第18号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この条において同じ。)に係る道府県民税に関する情報	医療福祉費の支給を受けようとする者に係る道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	大子町医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和48年大子町規則第18号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	医療福祉費の支給を受けようとする者に係る住民票に記載された住民票関係情報
備考		